

一般財団法人 吉田記念今泉財団 定款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人吉田記念今泉財団と称する。英文名を **Yoshida Memorial Imaizumi Fund** といい、略称を **YMIF** と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区本駒込6丁目13番地9-402号に置く。

第2章目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東日本大震災による海嘯（つなみ）の被害を受けた陸前高田市気仙町今泉及びその周辺気仙地域の健全な復興・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 気仙地域・陸前高田市・気仙町今泉地区の人々の地域社会活動や医療並びに福祉に関する提言及び助成を行う。
- (2) 我が国古来の伝統的な文化活動等を通じて気仙地域全体の老人・成人・青少年の健康の発達に寄与する。
- (3) 気仙地域における社会福祉法人等の医療・介護・福祉等の活動を助成する。
- (4) 国内外関連団体との連絡及び協力。
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章財産および会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 東京都新宿区大久保1丁目14番地11号

設立者 伊東カヅ子

拠出財産及びその価額 現金 300万円

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された設立者の拠出財産

- 2) 寄付金及び補助金
- 3) 財産から生ずる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) その他の収入

第7条 この法人においては、剰余金の分配は行わない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 6 財産目録

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、第21条第3項に定める代表理事及び副代表理事各1名、理事1名、評議員1名並びに監事1名で構成する。

3 各評議員について、当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該評議員と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である評議員の合計数は評議員総数の3分の1以内とする。

4 役員は、評議員を兼ねることは出来ない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時ま

でとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(権限)

第16条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 評議員会は代表理事がこれを招集する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることが出来る評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 評議員会の決議は電磁的記録により行うことが出来る。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上10名以内
- 2 監事 1名以上2名以内
- 3 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副代表理事は代表理事が指名し、代表理事を補佐してこの法人の業務を執行する。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は理事総数の3分の1以内とする。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を遂行する。

2 代表理事はこの法人の業務を総理し、この法人を代表する。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

第25条 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第26条 監事は、一般法人法197条、101条2項、3項の規定に従い、理事会及び評議員会を招集することが出来る。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（役員の解任）

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときには、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章理事会

（構成）

第30条 理事会は全ての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集し、議長を務める。

2 理事会の招集は、理事会の日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の議決は電磁的記録により行うことができる。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第8章事務局

(事務局)

第35条 この法人の事務を処理するために事務局を設け、代表理事が統括する。

第9章定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、定款で定めた存続期間の満了等法令に定めた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散する際に有する財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章公告の方法

第39条 この法人の公告は電子公告により行う。

第11章附則

(最初の事業年度)

第40条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年12月31日までとする。

(設立時の評議員)

第41条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 谷口信行 尾本きよか 山田俊幸 熊谷秀規 伊東岳峰 重田浩一朗 伊東玄峰 吉田亮二 吉田龍也
廣木輝雄 高野幸代 肱黒薫

(設立時の役員)

第42条 この法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時副代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 米谷春夫 山田陽國 水野麻衣子 千葉むつ子 木下繁喜 菅原正弘 小林信雄 吉田光昭

設立時代表理事 伊東カツ子

設立時副代表理事 伊東苗子

設立時監事 伊藤康弘 伊藤興亞

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人吉田記念今泉財団設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印をする。

平成27年5月15日

住所 東京都新宿区大久保1丁目14番地11号

設立者 伊東カツ子 印